

## 令和6年第5回八頭町議会定例会発議提案理由

### ◎発議第6号

#### 八頭町議会会議規則の一部改正について

この会議規則の一部改正は、

請願審査結果の区分を明記し、現在の取扱いと整合性を図るため改正するものです。

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

### ◎発議第7号

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。